

池田市行財政改革 推進プランⅢ

令和2(2020)年度 最終報告



令和3年10月
池田市

目 次

はじめに	1
I 池田市行財政改革推進プランⅢの概要	2
1 策定の趣旨	2
2 改革期間	2
3 改革の推進事項（4つの施策と12項目）	2
4 改革の目標	2

II 令和2年度最終報告	3
1 目標に係る各種数値の推移	3
2 中期目標に係る数値の推移	5
3 令和2年度末時点における取組状況	6
4 池田市行財政改革推進委員会による審議結果：「意見書」の作成と提出	27

参考資料1	28
参考資料2	30
用語解説	33

はじめに

本市では、池田市総合計画に定める「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の実現のため、平成23年に行財政改革の基本的な方向性を定める「池田市行財政改革指針」を策定、また4年間ごとに指針に基づく具体的な実施プログラムを定めた行財政改革推進プランを作成し取り組んでまいりました。

「池田市行財政改革推進プランⅢ（以下「プランⅢ」）においては、経費や職員数の削減を中心とした「量の行財政改革」及び、市政運営の質を高める「質の行財政改革」に加え、新たに「効率的で持続的な視点に立ったまちの活性化」及び「わかりやすさの視点の徹底」に重点を置き、令和2年度においては、AI技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上、下水処理施設の運用見直しなど、各部が主体的に効率的で効果的な市政運営の実現に努めました。

新型コロナウイルス感染症の影響としては、市税収入の減少、感染症対策経費の発生などにより、財政調整基金の残高や経常収支比率といった成果指標の急激な悪化が懸念されましたが、令和2年度末における数値については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、各種補助金・交付金を徹底活用するとともに、税収減を補うために特例的に認められる地方債を発行するなど、国による財政支援の積極的な活用などにより、大幅な悪化は回避できました。

しかしながら、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症は収束の兆しが見られず、市税収入の先行きが不透明な状況にあることから、本市財政は予断をゆるさない状況が続くものと見込まれます。

そのため、将来に向けて安定的かつ効率的な行政運営を行う体制づくりにこれまで以上に取り組み、プランⅢの目標達成に向け、引き続き行財政改革の取組を徹底して行ってまいります。

令和3年10月

池田市長 瀧澤 智子

I 池田市行財政改革推進プランⅢの概要

1 策定の趣旨

本市では、「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の構築を念頭に、「池田市行財政改革指針」、「池田市行財政改革推進プラン」及び「池田市行財政改革推進プランⅡ」を策定し、量と質の両面からのアプローチにより行財政改革を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかし、今後の社会情勢及び財政状況を考慮すると、より効率的で持続的、長期的な視点に立った行財政改革を推進する必要があることから、令和4年度までを改革期間とする「池田市行財政改革推進プランⅢ」（以下「プランⅢ」といいます。）を平成31年3月に策定しました。このプランⅢに基づき、これまで以上に厳格な進行管理のもと着実に行財政改革の取組を遂行し、安定的な市政運営を可能とする行財政基盤の確立に取り組みます。

2 改革期間

令和元（2019）年度～令和4（2022）年度

3 改革の推進事項（4つの施策と12項目）

（1）開かれた市政の推進

- ①市民参画の推進
- ②広報機能の充実
- ③広聴機能の充実
- ④情報公開などの充実

（2）健全な行財政運営の推進

- ①行政の効率性と財政の健全化の確保
- ②歳入※の確保
- ③活力ある組織づくりと適正な人事管理

（3）広域行政の推進

- ①他市町との連携の強化
- ②国や府との協力関係の強化と役割分担

（4）情報通信技術の活用

- ①情報システムの機能強化
- ②行政情報の活用の高度化
- ③情報セキュリティ対策の高度化

4 改革の目標

（1）改革期間における目標（令和元（2019）年度～令和4（2022）年度）

- ①財政調整基金※残高 令和4年度末20億円以上
- ②経常収支比率※ 90%台
- ③実働職員数※（一般会計※） 600人程度
- ④良質な市民サービスの確保のための「働き方改革※」の推進（職場環境の整備）

（2）中期目標（平成27（2015）年度～令和4（2022）年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん※をせず形式収支※黒字化）

II 令和2年度最終報告

令和2年度最終報告は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までを対象期間として、期間中の行財政改革の取組や成果について報告するものです。

1 目標に係る各種数値の推移

(令和3年8月時点で未確定の数値については「－」を記載しています。)

(1) 財政調整基金※残高(各年度末)の推移 (単位：百万円)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 績	5,348	5,250	4,812	－	－

(2) 経常収支比率※の推移 (単位：%)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 績	94.7	93.4	94.8	－	－
(参考)	全国 市町村平均	93.0	93.6	－	－
	大阪府内 市町村平均	96.9	95.7	－	－

令和2年度は速報値

<参考>健全化判断比率 (単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和2年度	－	－	3.4	－
早期健全化基準	12.28	17.28	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

令和2年度は速報値

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「－」を表示しています。

(3) 一般会計※実働職員数※(各年4月1日)の推移 (単位：人)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計職員数	604	604	597	609	－
実働職員数※	588	585	578	590	－
療養休暇取得 職員数	1	1	1	0	－
産前産後・育児 休暇取得職員数	11	14	13	17	－
退職者数	4	4	5	2	－

<参考>類似団体※との普通会計※職員数（各年4月1日）の比較

(単位：人)

区 分		平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
池田市	普通会計※ 職員数	603	603	596	608	—
	人口1万人 当たり 普通会計※ 職員数	58.23	58.17	57.52	—	—
類似団体	普通会計※ 職員数	734	732	737	—	—
	人口1万人 当たり 普通会計※ 職員数	59.84	60.00	60.51	—	—

普通会計※職員数は地方公共団体定員管理調査結果によります。

一般会計※職員数との差1人は、後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員により生じたものです。

(4)「働き方改革」※の推進（職場環境の整備）

本市では、個々の職員の実情に応じ、多様な働き方を推進するための職場環境の整備、業務改善のためのイノベーションの導入、絶え間ない業務プロセスの見直しについて、様々な視点から取り組むことによって生産性向上をめざし、良質な市民サービスの確保に努めます。

① 年次休暇の取得状況

(単位：日)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平均取得日数	10.1	10.1	10.9	—	—

年次休暇は、原則として年間20日(前年度の残日数繰越し分以外)付与されますので、付与日数の半数以上の取得が継続していることが分かります。

② 年次休暇の取得日数が10日未満の職員の状況

(単位：%)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
該当職員の割合	55.5	50.6	48.2	—	—

年次休暇の取得日数が付与日数20日の半数に満たない職員の割合が低くなることで、多くの職員が一定の日数以上の年次休暇を取得できていることが分かります。

③ 勤務時間の弾力運用の取得状況

(単位：人)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取得実人数	62	71	58	—	—

1日の勤務時間を変えることなく、勤務開始時間を30分単位で繰り上げ、又は繰り下げることで、夜間における会議といった業務上の事由や育児・介護といった業務外の事由等に弾力的に勤務時間を対応させ、長時間勤務を抑制するとともにワーク・ライフ・バランスの維持向上を図っています。

④ テレワークの実施状況（令和2年度）

(単位：件)

区 分	1月	2月	3月	年度合計
実施件数	19	55	26	100

感染症対策及び柔軟な働き方を実現するため、令和3年1月18日よりテレワークを導入しました。

2 中期目標に係る数値の推移

形式収支※の推移

(単位：百万円)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 績	238	507	296	—	—
臨時財源補てん※ 額を除いた場合	△166	34	△251	—	—

<参考>臨時財源補てん※額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地売却	4	273	47	—	—
基金取崩し	400	200	500	—	—
計	404	473	547	—	—

土地売却は、財源補てん分のみを記載しています。

基金取崩しは、財政調整基金※に係るもののみを記載しています。

3 令和2年度末時点における取組状況

- 注1 重点欄の☆印は、プランⅢの改革期間における重点取組項目であることを表す。
 注2 新規欄の★印は、プランⅢの改革期間における新規取組項目であることを表す。
 注3 令和2年度の実施目標欄に“一”印の記載がある取組は、プランⅢの改革期間において掲げた目標について、達成の後も尚継続している取組又は内容に見直しがあった取組を表す。
 注4 令和2年度の実施目標の〔〕内の数値は、効果額（単位：千円、千円未満切り捨て）を表す。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の実績	達成状況	備考
1	開かれた市政の推進								
	(1)	市民参画の推進							
					① 協働する事業の提案など、市民や団体などの提案を受け入れる仕組みを充実させる				
	☆				市広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進と委託の検討【広報シティプロモーション課】	委託業者の作業配分と誌面構成を見直す。	計画的な広報誌発行が行えるよう、受託業者と紙面構成や編集スケジュールを見直した。広報活動への市民参画のため、市民記者を2名増員した。	○	
	☆			★	産官学民の連携による地域課題の解決【SDGs政策企画課】	①市内在住・在勤・在学の方を対象に、大阪大学と連携し、「池田市の未来の子育て・教育」をテーマとした池田市未来を語るサロンを開催する。 ②新任副主幹を対象に、大阪大学と連携し、研修の一環としてワークショップを開催する。	①大阪大学と企画・調整を行い、11月にサロンを開催した。 ②大阪大学と企画・調整を行い、9月以降月1回程度の頻度でワークショップを行った。さらに、産官学等と社会的課題に資する共創を実施し、将来にわたった持続可能なまちづくりや地域活性化を図るため、産官共創パートナー制度を10月に確立した。加えて、一般社団法人池田青年会議所とSDGs*の推進に関する包括連携協定を締結し、マスクが不足する保育施設等への支援として、同所が市民から収集したマスクの寄贈を受けた。	○	
					外国人のための保育サービス付日本語教室をボランティアの協力でより実施【人権・文化国際課】	<p><ボランティアクラス（対面）> 開催回数：13回 延べ参加者数：ボランティア：49名、学習者：49名 新型コロナウイルスの影響により保育は中止した。</p> <p><ボランティアクラス（Zoom）> 開催回数：96回 延べ参加者数：ボランティア：486名、学習者：735名 <教室型クラス> 開催回数：16回、延べ参加者数：161名 ボランティアを安定的に運営することができた。また講師による教室型のクラスも開講することで、平日参加できない外国人からの多数のニーズに対応することができた。</p>	○		

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
				★	外国にルーツをもつ子ども向けの学習支援をボランティアの協力により実施【人権・文化国際課】	土曜日の10時から11時40分（第2土曜日を除く）に実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から8月まで、12月から3月まで事業を中止し、利用者は累計36名。来日して間もない子ども、あるいは長期滞在で学習言語の習得が不十分な子どもたちへ、日本語学習支援の場、及び居場所を提供することができた。	○	
				★	外国人市民を主体にした多文化共生イベントの実施【人権・文化国際課】	年2回程度実施する。	外国人市民を主体に多くの市民（200人程度）を集めることを目的としたイベントであり密が避けられず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施が困難であるため、イベントを中止し実施なし。		令和3年度は新型コロナウイルスの感染状況を注視し、可能なタイミングで実施を検討する。
				★	新学校給食センター建設による効率的な給食の運営と安全安心で安価な地元食材の利活用促進【学校給食センター】	12月に地元食材を使用した給食の提供を行い、児童・生徒に食への関心を持ってもらう。	新学校給食センター開設後、細河地域コミュニティと打合せを行い、12月に細河だいこんを使用した給食の提供を行った。	○	
				★	東京オリンピック開催に伴う市内企業や各種団体などの市民参画の推進【生涯学習推進課】	令和3年度に延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて機運の醸成を図るため、令和3年1月にパラスポーツフェスタ、スポーツフェスタを開催する。また、令和3年4月実施予定の聖火リレーに向けて、関係機関との調整や市民ボランティアの募集を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、体験型イベントであるパラスポーツフェスタ、スポーツフェスタは中止となった。聖火リレーについては、実施に向け関係機関との調整をすすめた。また、ロシア、フランスのホストタウンとして事前合宿を受け入れるべく、国や府、組織委員会等の動向を注視しつつ調整をすすめた。		令和3年4月の池田市内での聖火リレーは中止となった。また、事前合宿についても、5月には相手国と協議の上、中止を決定したが、今後もホストタウンとしてロシア、フランス両国との交流をすすめていく。
② 各種審議会、委員会、懇談会などのメンバーとして市の政策形成の過程に市民の参画を求める									
					防災講座開催による、市民の防災意識向上と防災活動に係る参画の推進【危機管理課】	防災講座を年に3回開催する。（例年は11月、12月、1月）	健康増進課とともに新型コロナウイルス対策本部の事務局を行っており、対応業務の精査を行い、また池田市業務継続計画を踏まえ、コロナ禍での防災講座の開催は当面中止すべしと判断したため実施なし。		
					各種審議会のメンバーの公募【各部署】	適宜、委員の公募を実施する。	公共施設等適正管理委員会の委員を公募し、1名を選定した。男女共同参画審議会について公募し、2名の公募委員を選定した。	○	
(2) 広報機能の充実									
① 広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、情報発信する									
					「広報いけだ」の内容の充実【広報シティプロモーション課】	月1回の安定的な発行及び市民にとって見やすく手に取りやすいデザインによるより創意工夫していく。	月1回の安定的な発行を行った。市民が求める情報をわかりやすくまとめて、目立つように工夫を行った。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
					「グラフいけだ※」の内容の充実【広報シティプロモーション課】	隔年発行のため令和2年度は発行予定なし。	実績なし。		今後の発行に向けて掲載内容などを検討する。
					「暮らしの便利帳※」の官民協働による改定【広報シティプロモーション課】	制作費用をかけず、10月発行に向けて調整、校正を行う。	暮らしの便利帳※を発行した。制作費用をかせず、人件費のみで市民サービスに寄与した。	○	
					「池田市統計書」の概要版の作成【総務課】	令和元年度版統計書の内容を基に、令和2年度収集する統計データで概要版を作成し、より多くの方へ向けて池田市の情報を発信する。	必要な資料の収集を行い、作成した統計書概要版を庁内掲示板へ掲載し、市民への説明用として活用するよう広く周知した。概要をA4用紙一枚にまとめて配布することにより、多くの方に池田市への理解を深めてもらうことができた。	○	
				★	防災行政無線の整備による広報機能の充実【危機管理課】	避難情報・気象情報だけでなく、夕方の定時メロディや防犯情報にも活用する。	6月に一斉鳴動訓練を実施した。そのほか気象警報、訓練情報及び新型コロナウイルス感染症対策の広報等にも活用したり、平日毎17時に「夕焼け小焼け」をメロディ放送するなど、市民の生活に関する情報発信に活用した。	○	
② インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する									
			☆		SNS※の更なる活用による広報活動の推進【広報シティプロモーション課】	SNS※を積極的に活用し効果的な広報を行う。また、更新頻度を高める。	市民が求める情報を考え配信した。また、新型コロナウイルス関連の情報をスピーディーに配信するよう努めた。	○	
					ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信【広報シティプロモーション課】	令和3年2月にホームページリニューアルできるように、ホームページデザインやアイコンの精査、業者、庁内の調整を行う。	リニューアルに向けてデザインなどを検討した。利用者へのアンケートや庁内向けにPCを使った利用者研修も実施し、より見やすく探しやすい使いやすいホームページリニューアルに取り組んだ。当初目標の通りの2月から新しいホームページを公開した。	○	
			☆		Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信【空港・観光課】	池田市に関する情報を精力的にPRすることともに、フォロー数を増加させる。	コロナ禍において「観光に来てほしい」という内容の投稿ができなかったため、市内観光施設の開館状況やオンラインで観光気分が味わえる観光PR動画を中心に、観光情報・市内開催観光イベント情報を投稿し、年度を通してコメントに投稿し、フォローは昨年度から7名増えて5,722人となった。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
					ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信【子ども・若者政策課】	恒的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。また、令和3年度以降の効果的な情報発信の手法について検討する。	ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信した。恒常的な情報発信や特集記事の掲載により、利用者にも効果的な情報発信が行えたため、新規ユーザー数が増加（前年度比+20.96%）及び年間アクティブユーザー数が増加（前年度比+11.5%）した。また、令和3年度以降の効果的な情報発信の手法について検討を行い、事業者の公募に向けて準備を進めた。	○	
					「いげだつながりシートIkedas※」の電子版である「e-Ikedas※」の普及活動の実施による利便性の向上【発達支援課】	市民の登録及び活用の向上を図る。	e-Ikedas※の活用促進について、ソフトウェアIkedas※との協議を重ねた。またIkedas※にe-Ikedas※のQRコードを印刷したシールを貼り、市民へ配布することで、e-Ikedas※の周知に努めた。令和2年度中に120人の新規登録があり、一定の登録者数の増加が得られたものの、活用促進のための仕組みの構築まで至らなかった。		学校園へのチラシ配布等を行い、150名の新規登録者数をめざす。関係各所との打ち合わせを行い、活用促進の仕組みづくりを行う。
			★		消防Facebookページによる情報発信【消防本部予防課】	消防に関する情報を、50回以上発信する。	消防に関する情報を70件発信した。リアルタイムで情報発信することで、消防業務をより理解してもらい、身近に感じてもらうことができた。	○	
			☆		「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信【教育政策課】	Facebookフォロワー数70人をめざす。	年度末時点のフォロワー数は50人と目標人数には達しなかったものの、例年実施しているふくまる教志塾※の説明会等がコロナ禍で行えなかった中、積極的にメール等で学生への周知、塾生への呼びかけを実施し、前年度から24人増加した。		
③ 地域に向く出前講座を積極的に活用し、地域の実情に即した広報活動を展開する									
					「まちづくり出前講座※」の充実【広報シティプロモーション課】	出前講座メニューの見直しを行う。	7件の出前講座を実施した。また各課に講座メニューの精査を依頼し、申請フローの見直しも行った。	○	
④ マスメディアを活用し、市のPRを積極的にを行う。									
					報道機関への記事提供【広報シティプロモーション課】	市政情報やイベント情報を豊中記者クラブへ発信する。	新型コロナウイルス関連の情報提供が2回増加し、142件の情報提供及び記者会見を2回行った。	○	
					観光大使※によるPRの実施【空港・観光課】	観光大使※に、精力的に池田市をPRしてもらおうよう促す。	観光大使※に、SNS※にて市観光協会が制作した観光PR動画をフォロワーにシェアしていただいたり、市内の飲食店や施設について積極的に情報発信をしていただいた。SNS※での情報拡散後に動画の再生回数が増え、ある程度の効果を実感した。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
⑤ 子どもや若者、高齢者といった各年齢層や、外国人、障がい者（児）など市民ニーズに合わせた情報発信を行う									
					「声の広報※」の作成・充実 広報シティブロモーション課	音声版広報いけだを声の図書館へ委託し、配布する。また、市のホームページでも掲載する。	視覚障がい者に対して、毎月1回「声の広報※」の配布とホームページへ音声版を掲載することにより、広報活動の充実を図った。	○	
					転入外国人向けに「多言語版生活ガイド※」の発行【人権・文化国際課】	「多言語版生活ガイド※」の発行に替えて、「池田くらしの便利帳※」の翻訳を行う。	「池田くらしの便利帳※」の韓国語への翻訳を行った。	○	令和3年度中に英語、中国語、ハトナム語、やさしい日本語への翻訳を完成させ、転入外国人市民への配布を継続する。
					外国人市民向けに「池田くらしの情報※」を発行【人権・文化国際課】	隔月で6回発行する。	英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の計5言語へ翻訳した。	○	
(3) 広聴機能の充実									
① 市民と市長の直接対話の場の充実に努める									
					市民と市長の直接対話の場の充実【各部署】	市民と市長が直接対話できる機会を適宜設ける。	市長と気軽に会話できる「市長との対話」を8月に実施した。テーマを設けないことで、広く市民の意見を聴取できた。また、「市長と若者の対話」を教育委員会と青少年指導員協議会との共催で実施した。市内各小学校区（10校区）から新成人になる若者が1名以上参加し、市長と忌憚なく池田のことについて対話した。	○	
② 市政相談による意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を充実させる									
					経験豊かな再任用職員※を活用した市政相談の実施【市政相談課】	相談件数の多寡ではなく、一つ一つの問い合わせに對し、誠実かつ適切な質の高い対応を行う。	要望44件、苦情32件、意見問合せ1,418件、照会・問合せ1,113件に對し、相談においては、助言を行い方向性を示出すことができた。豊かな経験と人脈を持つ再任用職員で対応することにより、答えを導くまでの時間の短縮を図り、部局間の調整まで実施できた。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
③ 一般市民相談のほか法律相談などの専門相談を通じた広聴活動の充実を図る									
					法律相談など市民ニーズに応じた専門相談の実施【市政相談課】	多種多様化する市民の相談を聴き、適切なアドバイスを行う。	法律相談311件、司法書士相談111件、行政書士相談30件、土地家屋調査士相談21件、宅地建物取引士相談15件、税理士相談59件の専門相談に対応し、適切なアドバイスを行うことができた。	○	
(4) 情報公開などの充実									
① 開示請求による受動的な情報公開にとどまらず、公表できるあらゆる行政情報の能動的な公開を推進する									
					行政情報コーナーの充実【市政相談課】	行政情報コーナーが行政文書にかかるとの情報公開の場として機能するよう、池田市情報公開条例に基づく情報公開目録の整備（3か月毎の更新）や展示資料の整理に努める。	情報公開目録を3か月毎に更新した。令和2年度の情報公開件数126件、個人情報公開件数55件、審査請求件数1件に対応した。市政に関する市民の知る権利を保障し、市民と市との信頼関係を深めることに寄与した。	○	
					審議会などの会議の公開の推進【市政相談課】	審議会等の会議の開催及び公開状況を調査・公表する。	審議会等は、会議及び会議資料を行政情報コーナーにおいて1年間閲覧するとともに、市サイト等情報提供に努めた。池田市審議会等の会議の公開に関する拒針に基づき令和元年度の審議会等の開催状況一覧表を作成し9月末に公表した。	○	
② パブリックコメントなどの実施により、市民の意見を幅広く聴くことに努める									
					パブリックコメント手続※制度の推進による市民参画の場の確保【各部署】	池田市パブリックコメント手続※要綱に基づき、手続の対象となる計画等の案の趣旨、内容を広く公表するなど、適切なパブリックコメントの実施に努める。	9件のパブリックコメントを実施し、計画案等を広く周知するとともに、6名から11件の意見を得た。執行機関等の公正の確保と透明性の向上を図り、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保することができた。	○	
					市民意識調査の実施【各部署】	市民意識調査を実施する。	第7次総合計画策定を行う上で、これまでのまちづくり事業やこれからのまちづくりの方向性などについて、市民の率直な意見を把握するための市民意識調査を実施し、結果を市ホームページで公開した。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
2 健全な行政運営の推進									
(1) 行政の効率性と財政の健全化の確保									
① 地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な税財源の活用をめざす									
					「地域分権フォーラム」の開催などによる地域分権制度※の周知【コミュニティ推進課】	令和2年度中に地域分権活動発表会を開催する。	令和元年度までは100人程度参加いただいたイベントであり、また実際に顔を合わせてつながらせることに意味があるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮して中止とし、実績なし。		新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、開催が可能な状況になれば、従前どおり実施する。
					地域分権制度※の市民意識調査の実施【コミュニティ推進課】	第7次池田市総合計画策定のための、「池田市政に関する市民アンケート」内で、コミュニティ活動（地域分権）に関する調査を実施する。	9月に上記の調査を実施し、地域分権制度※にかかる認知度（23.2%）及び市民意識を把握することができた。	○	前回調査（平成28年度）と比較しても認知度が低下しており、あらためて制度の周知を図り、コミュニティの強化に繋がるよう取り組む。
					市民ニーズに応じた提案事業の実施【コミュニティ推進課】	各地域コミュニティ推進協議会から提案のあった206事業（予算総額105,496千円）を順次実施する。	各課において154事業が実施され、地域の課題を一番よく知っている地域住民が予算提案・事業実施を行うことにより、きめ細やかな、かつ住民満足度の高いサービス提供が可能となった一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、52事業が未実施となった。		
					地域分権推進基金の活用【コミュニティ推進課】	地域コミュニティ推進協議会の合計で、8,271千円の積立と10,267千円の取り崩しを行う。	左記のとおり、積立及び取崩を実施した。単年度の提案額では実施不能な中・長期的な事業の実施が可能となった。	○	
② 抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う									
				★	AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上【ICT戦略課】	RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を実施する。	業務調査を行うことでRPA※やAI※を活用できる業務の洗い出しを行った。公共施設予約・施設システムの事業者決定を行い、運用を開始した。また、Web会議システムやテレワーク端末の導入を行い、事務処理の効率化を図った。	○	
					阪神高速道路大気観測維持管理事業の見直し【環境政策課】	周辺地域の大気汚染状況や近隣自治体における監視状況について情報収集を行う。	周辺地域の大気汚染状況や財政状況、大気観測局周辺住民の意見などに基づき、本市の大気観測継続の要否を判断する。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
					ごみ排出量の削減【環境政策課】	池田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭系ごみの排出原単位（1人1日平均排出量）及び事業系ごみの年間排出量を平成20年度比でそれぞれ20%削減する。	ごみ減量化及びリサイクルの推進に資する事業を継続実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により事業系ごみの年間排出量が減り、事業系ごみの目標は達成した。家庭系ごみの排出原単位については啓発を続けているものの、生活環境の変化に伴い計画目標に達しなかった。		第3期一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和17年度に向けて家庭系及び事業系ごみの総排出量を令和元年度比14%削減、家庭系ごみ排出原単位を令和元年度比58%削減するたため、各種施策を推進する。
				★	認定こども園の園児の情報管理、職員の勤怠管理に係るシステム導入による事務処理の効率化【幼児保育課】	園児の登降園情報について保育システムにより管理することで、職員の仕事軽減を図る。また、運営事業者と連携を図りながら早期な問題解決に取り組む。	園児の登降園情報の管理において、運営事業者と連携しながら保育システムを運用した。運用は継続的に実施しているが、職員の負担軽減における費用対効果については今後も検討が必要である。		より効率的な運用に向けて施設・運営事業者における調整を行う。
			☆	★	AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化【幼児保育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・選考所要時間の短縮による人件費相当額の50%削減を図る。 ・令和3年4月入所分の選考結果通知を令和元年度分より1ヶ月早期化（令和2年度より1週間早期化）する。 	新型コロナウイルス感染症の予防策として、受付方法を拡充（郵送、公立保育所等での申込書の提出）したことにより、疑義照会に列年より時間を要し、選考結果通知は令和2年度と同様に令和元年度から3週間の早期化にとどまっていたが、選考所要時間の短縮により、人件費相当額は75%削減することができた。	○	
③事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるものについては、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。									
			☆	★	指定管理者※に係るマニュアル、ガイドラインなどの整備と公民連携の推進に係る検討【行財政改革推進課】	指定管理者※に係る一本化した運用指針の作成と公民連携に係る検討を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う指定管理者※制度導入施設の対応等も踏まえ、リスク分担に関する事項等へも言及した運用指針を作成し、行内周知を行った。また、公民連携に係る先行事例の情報収集及び、セミナーや補助金の活用について行内へ周知を行った。	○	
				★	猪名川緑地、テニスコート、五月山緑地の次期指定管理者※選定による効率的かつ効果的な施設の運用【公園みどり課】	指定管理者※による施設の運用管理を行う。	用途に合わせたグループごとに指定管理者の指定を行い、運用管理を実施した。また、四半期ごとに指定管理者と協議を行い、市民サービスの向上を図った。	○	
			☆		家庭ごみ収集業務の委託拡充【業務センター】	燃えるごみ及び空き缶・空びんの収集業務について、市内11地区の内、新たに5地区目への委託拡充について検討・計画（案）を作成する。	委託料が高騰しており大きな削減効果が見込めず、また災害時の緊急対応や、複数の職員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった場合の業務継続のために一定数職員の確保が必要であるため、拡充時期と見直し内容を検討した。（3,000）		4年後の定年者が増加するタイミングに合わせて、人員見合いと技能職の職場確保の均衡性を図りながら拡充実施時期を見極める。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
			☆	★	クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討【クリーンセンター】	土日及び夜間の民間委託を実施する。	令和2年度当初から土日及び夜間の民間委託を開始した。〔7,602〕	○	
			☆		五月丘保育所の移転・民営化【子ども・若者政策課/幼児保育課】	4月から移転先施設での運営を開始する。また引継ぎ状況の確認等のため、市・法人・保護者会による協議会を開催する。	4月から移転先の施設により運営を開始した。また、引継ぎ状況の確認等のため、市・法人・保護者会による協議会を開催し、利用者から高い満足度を得られていることが確認できた。〔39,320〕	○	
					市立駐車場管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【交通道路課】	上期に指定管理者※制度の導入を検討し、導入する場合は、下期に導入年度の決定及び条例改正等の準備を行う。	指定管理者※制度導入の検討を行ったが、導入前に老朽化した設備等の更新工事の実施が必要であると判断したため見送ることとなった。	○	
			☆		市営住宅管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【都市政策課】	—	令和元年度に公募・事業選定を実施し、令和2年度から6年度までを指定管理期間として指定管理者※制度を導入した。	—	
				★	学校給食センターの運営の民間委託の検討【学校給食センター】	8月から民間委託を開始する。	新学校給食センターの運営の民間委託を開始した。幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の学校給食を同一の施設で一括調理するため、調理食数が大幅に増加することに伴い、調理業務に精通した人材の採用・育成が必要となることから、当該業務の経験が豊富な民間活力を導入し、行政のスリム化を図った。	○	
			☆	★	分館を含む図書館への指定管理者※制度導入の検討【図書館・石橋プラザ】	指定管理者※制度等を導入した場合の費用対効果、図書館サービスの質についての検証を行う。	検討の結果、令和4年度の石橋図書館開館と同時に指定管理者※制度を導入することは難しいとの判断結果となり、当面は直営で運営することが決定した。	○	正規職員の司書不足を解消するため、令和4年度に向けて、司書職員の採用試験を実施予定。
				★	都市公園法第5条に基づく設置管理許可制度の導入【公園みどり課】	設置管理許可制度に基づく管理運用を実施する。	公募による提案に基づき申請に対して自動販売機45台、駐車場4か所、売店などについて新たに設置管理許可を与えることにより、公園施設機能の増進を図った。	○	
④ 施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行									
				★	旧細河小学校解体に伴う防災備蓄倉庫の利活用の検討【危機管理課】	備蓄品の搬入及び整理を行う。	必要な物資を搬入し、新型コロナウイルス感染症に伴うマスク等の大量物資搬入にも貢献した。在庫確認しやすいよう備蓄を行った。	○	引き続き、災害時の備蓄品の購入だけでなく、新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン接種に伴う在庫管理も実施していく。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
			☆		共同利用施設※の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進【公共建築課】	(仮称)池田地域交流センターの設計業務、石橋駅前会館・池田会館解体工事、(仮称)石橋地域拠点施設の建築工事を実施する。	石橋駅前会館解体工事を10月に完了し、(仮称)石橋地域拠点施設の建築工事を11月に着工することができた。また池田会館解体工事及び(仮称)池田地域交流センターの設計業務を3月に完了した。老朽化した公共施設の再編により維持管理経費を削減した。〔4.534〕	○	
				★	個別施設計画※の策定と公共施設等総合管理計画※の更新【公共建築課】	令和2年度末までに全ての公共施設等の個別施設計画※を策定し、公表する。	個別施設計画を令和3年3月に策定し、公表した。	○	令和3年度中に公共施設等総合管理計画の改定及び公表を行う。
			☆	★	敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備【高齢・福祉総務課】	事業手法の検討・決定、各施設の規模・機能等の整理及び、万寿荘の一部土地の買取のための測量・境界確定・分筆を行う。	昨年度変更になった全体スケジュールの再編を行った。事業手法については検討の結果、設計と施工を一体で行う、デザインビルド方式※が最も効率よく進められるという結論を導き出すことができた。土地買取のため、敬老の里及び万寿荘周辺の測量・境界確定等が完了した。	○	万寿荘一部土地の買取について、土地所有者から合意を得て、買取面積を確定し契約を結び、事業手法を決定する。
				★	立地適正化計画※に基づく事業の推進による市街地の機能更新と都市空間の質的向上【都市政策課】	各種誘導施策の進行管理し、適宜阪急池田駅周辺地区都市再生整備計画※の変更を行う。	各種誘導施策の実施に向け、適宜、大阪府による技術審査を受けた。また、(仮称)池田地域交流センター事業費の増額に伴い、阪急池田駅周辺地区都市再生整備計画※の変更協議を実施した。	○	まちなかウォーカーカブル※推進のため、令和3年度にウォーカーカブルマスタープランを策定し、令和4年度より次期都市再生整備計画※の立案へ策定をめざす。
				★	都市再生整備計画※に伴う満寿美公園の整備【公園みどり課/都市政策課】	既存建物等解体工事及び公園整備実施設計を完了する。	令和4年の供用開始に向けて、既存建物等の解体及び公園整備実施設計を完了した。	○	令和3年度に整備工事を実施し、令和4年に供用開始予定。池田駅周辺のにぎわい創出、来街者の回遊者の向上につなげる。
			☆	★	低区配水池※の跡地活用の検討【水道工務課】	耐震性貯水槽設置工事及び防災備蓄倉庫新築工事を完了させる。	耐震性貯水槽設置工事及び防災備蓄倉庫新築工事が10月末に完了した。	○	耐震性貯水槽を使用した災害訓練を実施する。
				★	浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討【浄水課】	水需要及び広域化の動向を確認する。	府域一水道に向けたあり方協議会へ参画し、広域化の動向を注視した。また水需要予測を作成し、部内で情報共有した。	○	令和3年度末で更新期限を迎える水利権について、現在よりも減少が見られた場合、府域一水道を昇格しつつ取水量に昇格した施設の統廃合・更新を行う。
				★	池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討【下水処理場】	今後の広域化の進め方について検討する。	大阪府の昇格により、池田市下水処理場と原田処理場※の統合は令和元年度に検討を停止しているが、その後部内での検討の結果、今までは目標を変えて令和3年度以降に災害時を見据えた広域連携について検討を進めることとなった。部内検討により、池田市下水処理場、豊中市の庄内処理場、原田処理場※の現状や課題について情報共有ができ、職員の間で認識向上につながった。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
				★	長寿化計画※（個別施設計画※）策定に伴う五月山体育館の更新の検討【公園みどり課】	ESCO事業※等支援業務(空調、電気、衛生、搬送)を行う。	ESCO事業※支援業務における調査の結果を受け、事業開始の決定を行った。また、ESCO事業※若選定委員会を開催し、公募により、優先交渉権者を決定した。	○	
			☆	★	学校施設の長寿化計画※（個別施設計画※）の策定と計画に基づく調査・検討【教育総務課】	池田市立小中学校施設について、令和3年3月までにこの長寿化計画※を策定する。	各学校施設の構造躯体の健全性及び躯体以外の劣化状況・今後の維持更新コストの把握など、施設情報を整理し、長寿化計画を策定した。	○	
				★	新学校給食センターの開設に伴う既存学校給食センターの廃止【学校給食センター】	7月末をもって学校給食センターを閉所し、8月から新学校給食センターへ移転する。	8月27日から市内各小学校園に給食を提供を開始した。新しい施設から、温かい給食の提供が可能になり、給食の質の向上を図ることができた。	○	旧学校給食センターの今後の土地活用を早期に決定し、解体を行う。
				★	市立石橋保育所の廃止及び跡地活用の検討【子ども・若者政策課/幼児保育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止に向け保護者会と協議を行う。 ・関係協議（保育所条例改正、解体設計委託料や在園児への補償策に係る補正予算）を上程する。 ・解体設計及び補償策としての送迎保育に係る整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会との協議を複数回実施し、令和2年度末を目標に廃止し、在園児に対して補償策（やまばと学園からなほよしこども園への送迎保育等）を実施することについて確認した。 ・9月定例会にて関係議案を上程し、議決された。 ・解体設計及び補償策としての送迎保育に係る整備を完了。令和3年度の解体工事に及び送迎保育の実施に係る予算措置等を行った。 	○	解体工事を実施（6月～12月）し、また年度末にかけて跡地での新保育施設運営に係る事業若公募要件の検討及び事業若公募を行う。
⑤ 予算における企画立案 (plan) → 実施 (do) → 評価 (check) → 企画立案への反映 (action) のサイクルを確立し、効率的な行政を行う									
					決算に係る事務事業評価※結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施による事業見直しの検討【行財政改革推進課】	10月中旬までに市長・副市長によって行われる第2次事業見直しの実施により、ゼロベースで事業を見直し、将来にわたる必要サービスが提供できる体制の構築をめざす。	第2次事業見直しに必要な資料を作成し、市長・副市長にて事業見直しを実施した。	○	
					決算に係る事務事業評価※の見直しの検討【行財政改革推進課】	新様式の評価シート等の改善点等を検討し、さらなる各課の負担軽減と効果的な事務事業評価※となるよう努める。	新様式で行った令和2年度の行政評価において、回答にあたっての各課からの疑問点や改善すべき点を取りまとめ、令和3年度に向けて評価シートや記入要項へ反映した。	○	
⑥ 公営企業改革									
					水道料金と下水道使用料の見直しの検討【上下水道部経営企画課】	水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握することともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。	内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
			☆	★	低区配水池※の跡地活用の検討（再掲） 【水道工務課】	耐震性貯水槽設置工事及び防災備蓄倉庫新築工事を完了させる。	耐震性貯水槽設置工事及び防災備蓄倉庫新築工事が10月末に完了した。	○	耐震性貯水槽を使用した災害訓練を実施する。
				★	浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討（再掲）【浄水課】	水需要及び広域化の動向を確認する。	府域一水道に向けたあり方協議会へ参画し、広域化の動向を注視した。また水需要予測を作成し、部内で情報共有した。	○	令和3年度末で更新期限を迎える水利用について、現任よりも減少が見据えつつ取水量に見合った施設の統廃合・更新を行う。
				★	下水処理施設の運用見直し【水質管理課】	【晴天日】 放流水の残留塩素の検出状況から次亜塩素酸ナトリウムの注入率を削減する。 【雨天日】 放流水質と消毒効果の相関式を設定し、次亜塩素酸ナトリウムの注入率を削減する。	【晴天日】 過去の類似する天候条件の時期と比較し、放流水の次亜塩素酸ナトリウムの注入率を約40%削減、処理水の次亜塩素酸ナトリウムの注入率を約50%削減した。 【雨天日】 同様に比較し、放流水の次亜塩素酸ナトリウムの注入率を約30%削減した。次亜塩素酸ナトリウムの購入費を削減し、放流水中の残留塩素濃度低下により、放流先河川的环境負荷の低減を図った。 〔7,500〕	○	【晴天日】 大腸菌群の消毒が十分に行えていないことを確認しながら、次亜注入率の削減検討を進める。 【雨天日】 令和2年度に改定した、雨天時運転に関する業務マニュアルの有効性を確認する。
				★	池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討（再掲）【下水処理場】	今後の広域化の進め方について検討する。	大阪府の見解により、池田市下水処理場と原田処理場※の統合は令和元年度に検討を停止しているが、その後部内での検討の結果、今までは目線を変えて令和3年度以降に災害時を見据えた広域連携について検討を進めることとなった。部内検討により、池田市下水処理場、豊中市の庄内処理場、原田処理場※の現状や課題について情報共有ができた。職員の知識向上につながった。	○	新型コロナウイルス感染症の影響は当面続くと思定され、患者数の増加は難しいと考えながら、診療機能の強化・充実を図るが、現状の体制強化・充実を図るほか、今後の医療需要を踏まえ、新たな機能の取得について検討する。あわせて事業費用のさらなる削減を進め、収支状況の改善を図っていく。
			☆	★	診療機能の向上による収支状況の改善 【市立池田病院経営企画室】	積極的な救急搬送の受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化によって患者数を増やすとともに、それによって高度な検査・手術が必要な患者への処置を行い、収益の増加を図る。	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、自主的に受診を控える患者の増加や、対応に伴う診療体制の一部変更などによって、入院、外来ともに患者数は前年度を下回った。しかし、「コロナ禍」においても積極的な患者受け入れを進めその減少幅を抑えたほか、診療単価の上昇、各種補助金の活用などによって病院事業収益は増加し、当年度事業業損益は黒字化した。（846,177）	○	新型コロナウイルス感染症の影響は当面続くと思定され、患者数の増加は難しいと考えながら、診療機能の強化・充実を図るが、現状の体制強化・充実を図るほか、今後の医療需要を踏まえ、新たな機能の取得について検討する。あわせて事業費用のさらなる削減を進め、収支状況の改善を図っていく。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
(2) 歳入※の確保									
① 高額滞納者への徴収強化をはじめとして、滞納対策の強化と徴収率の増加と徴収率の向上を図る									
	☆		★		多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上【納税課】	クレジットカード納付にかかる費用対効果を算出し、導入検討を継続するかの判断を行う。併せて、令和元年度のPayB※に続く新たなスマートフォンアプリ納付の追加導入を収納代行会社へ働きかける。	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、スマートフォンアプリ納付の追加導入を急ぎ、PayPay※及びLINE Pay※による納付を6月から開始した。新型コロナウイルス感染症の流行により増加した、納税者の在宅納付願望に対応する納付方法の導入によって、納税者の利便性向上に寄与した。クレジットカード納付については検証の結果、上記アプリ納付が導入済みであること、また導入効果が見込めないことから、当面の間導入を見送る結論を出した。	○	
					現年徴収率※向上と納期内納付の定着【納税課】	現年度滞納者へ滞納の早期解消の手段として、督促状の発布時にシヨートメッセージ(SMS※)送信による納付勧奨を重ねて実施するなどし、現年徴収率※99.30%をめざす。	市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割)の現年滞納者へ2,451件のSMS※を送信した。SMS※送信者の徴収率が50.95%となり、未送信者徴収率が46.45%と比べて4.5ポイントの効果があったと見込まれる。新型コロナウイルス感染症の影響や、徴収猶予特別制度の利用件数の増加に伴い、現年度徴収率※は98.81%で前年度比0.49ポイント減となった。〔3,311〕		現年度滞納者への納付勧奨の有効な手段として、SMS※送信による納付勧奨を継続する。
					滞納管理システム※の更新による事務処理の効率化【納税課】	10月の滞納管理システム※更新にあたり、同システムを追加導入する国保・年金課及び導入事業者との調整を図り、システム及び機器仕様の策定を行う。更新後は、仕様の変更に伴う運用の調整及び動作検証を行う。	国保・年金課及び導入事業者との調整を図り、システム及び機器仕様の策定を行い、スケジュールに沿った更新を実施できた。	○	仕様の変更に伴う運用の調整及び動作検証を行う。
					弁護士(任期付短時間勤務職員※)による滞納整理の推進【債権回収センター】	市税及び国民健康保険料の高額滞納事業について、納付折衝・滞納処分を行う。市債権全般から相談を受け、助言・指導を行う。また、未収金が生じている徴収金について、事務状況等のヒアリングを実施し、全庁的な徴収事務の適正化を図る。	高額滞納事業(市税52件、国民健康保険料12件)について、法令に裏打ちされた積極的な納付折衝を行い高い成果を収めた。また、非強制徴収債権(幼稚園使用料)の支払督促申立についての的確に助言し、債権の回収につなげた。債権所管各課の事務状況ヒアリングを実施し、弁護士の見解を活かした法令解釈を提示しつつ、債権の適正管理に関する指導・助言をしたほか、債権債理に際しては、課題解決に中心に1回にわたり各課からの相談を受け、課題解決につながる助言を行った。〔効果額は「債権管理条例に基づき市債権の適正管理」の効果額の内数〕	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
					債権管理条例※に基づく市債権の適正管理 【債権回収センター】	強制徴収公債権において、積極的な折衝・滞納処分の実施により、歳入※増加と負担の公平性の実現を図る。また、強制執行手続きの実施により、強制徴収債権の回収を図る。非強制徴収債権の事務状況のヒアリングを実施、検証し、全庁的な徴収事務の適正化と、未収金縮減に努める。徴収困難な非強制徴収債権について、債権管理条例に基づき債権放棄の適否を認定し放棄を行う。	<p>収納対策推進本部会議・同連絡会議を開催し、全庁的な未収金に係る情報共有と滞納対策等を協議した。強制徴収公債権の滞納整理・処分を進めるとともに、非強制徴収債権においては1件の支払督促の申立を行い完納に至った。</p> <p>未収金債権の事務状況ヒアリングを実施し、課題共有と業務上の疑問点の掘り出しを行い、回答及び改善案を提示した。債権管理条例に基づき徴収金担当課が行う債権放棄実施のための助言・協力及び放棄債権の議会報告のとりまとめを行った。 〔178,990〕</p>	○	
② 庁内の関係部署間で連携を図るほか、国や府の関係機関とも連携を図るノウハウの向上に努める									
					徴収ノウハウの向上のための税務署、府税務所等との徴収業務の連携【納税課】	債権回収センターとの協議を行い、また事業にに応じて庁内、税務署及び府税務所等との連携を図る。	<p>高額事案及び長年に亘る事案につき、債権回収センターとの業務所依頼の自動車税納期周知への協力（ホスタワー掲示）や、税務署と連携し滞納処分を実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染率※は98.81%で前年度比0.49ポイント減となったが、滞納繰越分の徴収率は31.87%で、前年度比0.25ポイント減に留めた。</p>	○	
			★		徴収技術向上のための大阪府や地方税徴収機構※への参加、職員派遣【債権回収センター】	徴収機構との併任職員が習得した折衝スキルと新たな滞納整理の手法を、市債権の徴収に取り入れ、徴収技術と徴収率の向上を図る。	<p>職員1名を併任し派遣した。129件に対し市から引継ぎ予告知を発生させた後、完納とされない滞納者について、大阪府域地方税徴収機構※に滞納事案116件の引継ぎを行った。徴収機構※の管理・指導のもと、市税及び国民健康保険料の高額滞納及び難事案件の徴収を進めた。徴収機構並びに徴収機構参加自治体が有する手法等の市への還元により、徴収体制の整備が図られた。〔効果額は「債権管理条例に基づく市債権の適正管理」の効果額の内数〕</p>	○	
					債権管理条例※に基づく市債権の適正管理 (再掲)【債権回収センター】	強制徴収公債権において、積極的な折衝・滞納処分の実施により、歳入※増加と負担の公平性の実現を図る。また、強制執行手続きの実施により、強制徴収債権の回収を図る。非強制徴収債権の事務状況のヒアリングを実施、検証し、全庁的な徴収事務の適正化と、未収金縮減に努める。徴収困難な非強制徴収債権について、債権管理条例に基づき債権放棄の適否を認定し放棄を行う。	<p>収納対策推進本部会議・同連絡会議を開催し、全庁的な未収金に係る情報共有と滞納対策等を協議した。強制徴収公債権の滞納整理・処分を進めるとともに、非強制徴収債権においては1件の支払督促の申立を行い完納に至った。</p> <p>未収金債権の事務状況ヒアリングを実施し、課題共有と業務上の疑問点の掘り出しを行い、回答及び改善案を提示した。債権管理条例に基づき徴収金担当課が行う債権放棄実施のための助言・協力及び放棄債権の議会報告のとりまとめを行った。 〔178,990〕</p>	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
③ 使用料・手数料などを支払う行政サービスを、基本的にその便益が利用者本人に直接もたらされるようなPRに努めるとともに、負担の原則に基づいて適正な価格になるよう、不断の見直しを行う									
				★	消費税増税への対応を含む各使用料・手数料について見直しの検討【行財政改革推進課】	既存の使用料・手数料の見直しに加え、新規に徴収可能な施設等についての検討を行う。	各部署に歳入※確保提案を募り、新たに整備する施設や既存施設の使用料について、施設所管課よりの改定の提案を受けた。また他の自治体の定める使用料・手数料見直し指針について情報収集を行った。	○	
					水道料金及び下水道使用料の見直しの検討(再掲)【上下水道部経営企画課】	水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握することともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。	内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。	○	
④ ふるさと納税制度のPRに努めるとともに、新たな歳入※の確保を図る。									
					新たな税外収入確保スキームの検討【行財政改革推進課】	新たな歳入※確保の手法を模索し、導入の可否について検討する。	歳入※確保の具体的手法について各課から提案を募集し、実施に至るまでの取組スケジュールや実施にあたっての課題について検討を行った。	○	
					市有財産の活用と未利用土地等の売却【総務課】	活用または売却可能な物件が出現すれば、随時処理していく。	市有地を1件売却した。〔36,379〕	○	
					法定外公共物※(里道・水路など)の払下申請に基づく売却【総務課】	売却可能な物件が出現すれば随時処理していく。	廃道敷等を7件売却した。〔10,816〕	○	
			★		ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集【商工労働課】	寄付金 200,000,000円。	令和元年6月に返礼品の地場産品基準が法制化され、本市においても受付中止ざるを得ない返礼品が多数発生した。返礼品目当ての寄付が減少し寄附金159,551,689円と目標には達しなかったものの前年度を上回る寄附金額となった。〔101,302〕	○	新規寄附者の開拓を目的に、ふるさと納税の受付を行うポータルサイトの拡充を検討する。また、魅力ある返礼品の発掘・開発をし、さらなる収益の増えをめざす。
		☆	★		診療機能の向上による収支状況の改善(再掲)【市立池田病院経営企画室】	積極的な救急搬送の受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化によって患者数を増やすとともに、それによって高度な検査・手術が必要な患者への処置を行い、収益の増加を図る。	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、自主的に受診を控える患者の増加や、対応に伴う診療体制の一部変更などによって、入院、外来ともに患者数は前年度を下回った。しかし、「コロナ禍」においても積極的な患者受け入れを進めその減少幅を抑えたほか、診療単価の上昇、各種補助金の活用などによって病院事業収益は増加し、当年度事業損益は黒字化した。〔846,177〕	○	新型コロナウイルス感染症の影響は当面続くと思定され、患者数の増加は難しいと考えるが、診療機能の強化・充実に関して、現状の体制強化・充実を図るほか、今後の医療需要を踏まえ、新たな機能の取得について検討する。あわせて事業費用のさらなる削減を進め、収支状況の改善を図っていく。
				★	自動販売機の市有施設への設置による行政財産の目的外使用の検討【各部署】	行政財産の目的外使用の許可及び使用料の徴収を行う。	申請に応じた目的外使用許可を行い、使用料を徴収した。〔2,108〕	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
(3) 活力ある組織づくりと適正な人事管理									
① 市民視点での行政サービスが可能な組織編制と行政需要に即応した組織づくり（職員の数と配置の適正化）を行う									
				★	多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上【人事課】	任期付制度及び会計年度任用職員制度※の適正化を図る。	11月議会で任期付職員、3月議会で会計年度任用職員の期末手当の支給率等の改正を行い、官民格差の是正を図った。	○	
					市民ニーズや行政課題に応じた組織編制の実施【行財政改革推進課】	現行体制における各部署の課題の抽出と、その解決のために有効な組織編成を検討する。	新型コロナウイルス感染症関連業務について迅速に対応するため、組織改正を行った。	○	
② 研修制度の充実を図り、本市を担うにふさわしい人材の育成を行う									
					研修の実施と自習・自習の啓発による職員の資質向上【人事課】	各種研修及び派遣研修を継続的に実施する。人事制度と研修制度の連携を検討する。	新型コロナウイルス感染症の影響で独自開催の研修、派遣研修ともに延期・中止となったものが多数あったが、下記のとおり最低限開催すべきと考えられる研修の開催及び可能な限りの職員派遣が行えた。採算・育成等の連携について考える勉強会も開催できた。 ・階層別研修：計15回開催 ・幅広い分野を取り上げたいだウオンハット塾等：計6回開催 ・各研修機関（JAMP、JIAM、マッセ OSAKA 他）：延べ20名派遣	○	
③ 人事評価システムについては、制度の質を高めるとともに職員研修や給与制度との連携を図る									
					人事評価制度の充実と人事管理への活用【人事課】	上期の評価結果を12月勤労手当等に反映する。下期の評価確定に向けて制度を運用する。	人事評価を継続して実施し、評価結果を勤労手当等に反映した。人事評価制度について各部で説明を行うとともに制度に関する意見聴取を行い、次年度の活用ガイドに反映させるなど、制度の理解・納得度の向上を図った。引き続き人事評価制度研究会を開催し、今後の検討事項について意見交換・協議した。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
3 広域行政の推進									
(1) 他市町との連携の強化									
① 大阪府市長会、北摂市長会※や豊能地区市長・町長連絡会議※などを通じて、共通課題の調査・検討を進める									
					北摂市長会※における共通課題の調査・検討【SDGs政策企画課】	北摂7市で連携し、大阪府施策に対する要望や運営にかかわる項目について検討する。	7月に総会の書面議決を行い、令和3年度大阪府施策に対する要望を確定した。	○	
					豊能地区市長・町長連絡会議※における共通課題の調査・検討【SDGs政策企画課】	豊能地区3市2町の共通課題について、調査・検討を進める。	事務担当者会を3回行った。また、10月の総会書面議決では、令和2年度の調査研究事業として、行政におけるデジタル化についての調査研究を行うことを決定した。	○	
② 府からの移譲事務や既実施事務について、広域処理により効率化が図れるものについては、広域処理を行う									
					2市2町（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）における広域連携による効率的な事務処理【SDGs政策企画課】	共同処理を行うとともに、2市2町広域連携研究会を開催し、共同処理業務に係る情報共有や調整、懸念事項について検討する。	8月に2市2町広域連携研究会を開催し、物品の共同調達研究会の設置を検討した。また、共同処理業務の懸念事項等について、2市2町で随時情報を共有した。地方分権が進み基礎自治体の役割が大きくなる中において、効率的な行政運営が行えた。	○	
					3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）で構成する豊能地区広域観光推進協議会※による事業の実施【空港・観光課】	令和元年度に箕面市が脱退したため、2市2町で豊能地区をPRする。	箕面市脱退後、残りの2市2町で協議会を運営する予定だったが、各市町が進める観光事業におけるニーズが多岐に広がり、それぞれの目的を網羅した観光事業を協議会全体で実施することが困難に became ため、本協議会を解散し、負担金を併わず情報交換をメインで行う「豊能地区観光連携連絡会※」が設置されることになったため実施し。令和3年4月より「豊能地区観光連携連絡会※」に移行し、連絡会の在り方について考えていきながら、2市2町で情報を共有し連携を強化していく。	○	
			☆		豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との新たな連携の検討【消防本部総務課】	豊中市とは年1回消防指令業務共同運用連絡会議を実施し、現状の報告と立ち上げた近隣5市による「指令業務共同運用実施検討委員会」で協議を進め報告書をまとめる。「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防指令事務協議会」の設置に関する協議について「規約（案）」を12月議会上程し、連携強化に向けた動きを加速させる。	豊中市とは11月に消防指令業務共同運用連絡会議を実施し、現状の報告と課題等を検討した。近隣市との指令業務における共同運用の検討については、8月に「指令業務共同運用実施検討委員会報告書」をまとめた。さらに「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防指令事務協議会」の設置に関する協議について「規約（案）」を12月議会上程し議決され、令和3年2月に「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防指令事務協議会」を設置した。	○	令和6年度に5市による消防指令センターの運用開始をめざし、協議会において運用開始に向けた課題や検討事項について、協議を進める。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
(2) 国や府との協力関係の強化									
① 国や府の広域行政支援施策の活用を進める									
				★	徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣（再掲）【債権回収センター】	徴収機構との併任職員が習得した折衝スキルと新たな滞納整理の手法を、市債権の徴収に取り入れ、徴収技術と徴収率の向上を図る。	職員1名を併任し派遣した。129件に対し市から引継ぎ通知を発した後、完納とならない滞納者について、大阪府域地方税徴収機構※に滞納事案116件の引継ぎを行った。徴収機構※の管理・指導のもと、市税及び国民健康保険料の高額滞納及び難事案件の徴収を進めた。徴収機構並びに徴収機構参加自治体が有する手法等の市への還元により、徴収体制の整備が図られた。（効果額は「債権管理条例に基づく市債権の適正管理」の効果額の内数）	○	
② 各行政分野における国・府・市の役割分担を再検討し、ふさわしい役割を分担する									
					「大阪発“地方分権改革”ビジョン※改訂版」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討【SDGs政策企画課】	権限移譲※事務を処理するとともに、未移譲事務の取り扱いや懸案事項等について、随時対応する。	権限移譲※事務を処理するとともに、権限移譲事務の申出期間に、未移譲事務の取り扱いについて検討した。	○	
				★	池田保健所の移転とそれに伴う施設配置の検討【各部署】		池田保健所の移転が見直しとなったため、令和元年度で保健福祉総合センター改修事業を廃止した。	—	
				★	都市計画法施行条例※の制定による事務処理の効率化【審査指導課】		令和元年5月より改正条例を施行開始し、事務処理の効率化を図っている。	—	
4 情報通信技術の活用									
(1) 情報システムの機能強化									
① 電子申請、電子入札など、ネットワークを介した行政サービスの充実に努める									
					スポーツ施設予約案内システムの運用【ICT戦略課】	スポーツ施設予約案内システムの安定稼働に努める。また、令和3年度のオーパスシステム更新に先立ち、情報収集を行う。	安定した稼働及び効率的な運用を行うよう努め、大きな障害が起きることなく、安定して稼働することができた。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
					ホームページからの電子申請サービスの充実【ICT戦略課】	周辺自治体等の電子申請導入状況を注視するとともに、既に電子化されている手続きの利便性向上について検討した。また、住民異動届をインターネット上で来庁前に作成できる環境を整え、住民の利便性向上に努めた。ホームページからの電子申請数についても、前年度より増加した。	○		
				★	問合せ自動応答システム(AI※チャットボット※)の導入【幼児保育課】	必要な仕様を整理の上、公募型プロポーザルによる事業者選定を実施する。令和2年度中に運用開始をめざす。	事業者を決定し、システムのチューニング等運用準備を実施した。10月から本格稼働し、就労等の事情により、市役所の開庁時間中に問い合わせることが困難な方等が、24時間365日いつでも気軽に相談できるようになり、利用者支援体制が向上した。	○	
② 統合型GIS※の多機能化に努める。									
					統合型GIS※を活用した市政情報の発信の検討【ICT戦略課】	基盤図の更新や地番図の整備を行い、災害時に有効利用できるシステムとして利用業務の拡大をめざす。統合型GIS※の多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを実施する。	統合型GIS※の多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを行った。大きな障害が起きることなく、安定して稼働することができた。	○	
③ 窓口業務にかかわるサポート機能について、システム面を充実させるとともに、内部情報の共有化により、市民サービスの高度化を図る									
				★	AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上(再掲)【ICT戦略課】	RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を実施する。	業務量調査を行うことでRPA※やAI※を活用できる業務の洗い出しを行った。公共施設予約・施設システムの事業者決定を行い、運用を開始した。また、Web会議システムやテレワーク端末の導入を行い、事務処理の効率化を図った。	○	
					母子健康管理システム※の導入による事務処理の効率化及びサービスの向上【健康増進課】	母子健康管理システム※に、母子保健事業の実施結果をデータ入力する。	毎月の母子保健事業(4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査等)の健診結果等の入力を行った。入力データの抽出により、国・府への調査報告を短時間で行うことができた。また、未受診者への受診勧奨を実施できた。	○	国において、生涯にわたる健康データの電子記録化により、マイナンバーを活用して本人等が把握・活用できるような仕組みの整備を進めており、実施計画に基づいて令和3年度以降にシステム改修等の対応を行う。
			☆	★	AI※技術を活用した保育所入所選者に係る事務処理の効率化(再掲)【幼児保育課】	<ul style="list-style-type: none"> 選考所要時間の短縮による人件費相当額の50%削減を図る。 令和3年4月入所分の選考結果通知を令和元年度分より1ヶ月早期化(令和2年度より1週間早期化)する。 	新型コロナウイルス感染症の予防策として、受付方法を拡充(郵送、公立保育所等での申込書の提出)したことにより、疑義照会に例年より長時間を要し、選考結果通知は令和2年度と同様に令和元年度から3週間の早期化にとどまったが、選考所要時間の短縮により、人件費相当額は75%削減することができた。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
				★	問合せ自動応答システム(A※チャットボット※)の導入(再掲)【幼児保育課】	必要な仕様を整理の上、公募型プロポーザルによる事業者選定を実施する。令和2年度中に運用開始をめざす。	事業者を決定し、システムのチューニング等運用準備を実施した。10月から本格稼働し、就労等の事情により、市役所の開庁時間中に問い合わせることが困難な方等が、24時間365日いつでも気軽に相談できるようになり、利用者支援体制が向上した。	○	
④住民基本台帳などにかかる基幹システム※、市組織内を網羅する内部情報システム※の双方について、均衡の取れたアウトソーシングに基づき効率的な運用を行う。									
					各システムの効率的な運用と次期住民情報システム※の検討、選定、構築【ICT戦略課】	基幹系、内部情報系の両システムの安定稼働に努める。内部情報システム※についてはサーバー等を行外に設置しての運用の可否を検討するなど、引き続き各業務のシステム化、アウトソーシングについて検討し、事務の効率化を図っていく。また、財務会計システムの更新を行う。	基幹系、内部情報系の両システムの安定稼働に努めた。また、内部情報システム※については、新しい財務会計システムの運用を開始し、ペーパーレスシステムの導入に向けて調査を行った。(24,810)	○	効果額は平成30年度に実施した基幹系システムの更新に伴う委託料の削減によるもの。
(2) 行政情報の活用の高度化									
① 市ホームページ等その他の情報発信ツールを有効に活用する									
	☆				SNS※の更なる活用による広報活動の推進(再掲)【広報シティプロモーション課】	SNS※を積極的に活用し効果的な広報を行う。また、更新頻度を高める。	市民が求める情報を考え配信した。また、新型コロナウイルス関連の情報をツイッターに配信するよう努めた。	○	
					ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信(再掲)【広報シティプロモーション課】	令和3年2月にホームページリニューアルできるように、ホームページデザインやアイコンの精査、業者、庁内の調整を行う。	リニューアルに向けてデザインなどを検討した。利用者へのアンケートや庁内向けにPCを使った利用者研修も実施し、より見やすく探しやすい使いやすいホームページリニューアルに取り組んだ。当初目標の通りの2月から新しいホームページを公開した。	○	
	☆			★	Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信(再掲)【空港・観光課】	池田市に関する情報を精力的にPRするとともに、フォローワー数を増加させる。	コロナ禍において「観光に来てほしい」という内容の投稿ができなかったため、市内観光施設の開館状況やオンラインで観光気分が味わえる観光PR動画を中心に、観光情報・市内開催観光イベント情報を投稿した。年度を通してコンスタントに投稿し、フォローワーは昨年度から7名増えて5,722人となった。	○	
					消防Facebookページによる情報発信(再掲)【消防本部予防課】	消防に関する情報を、50回以上発信する。	消防に関する情報を70件発信した。リアルタイムで情報発信することで、消防業務をより理解してもらい、身近に感じてもらうことができた。	○	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年度の取組実績	達成状況	備考
			☆		「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信（再掲）【教育政策課】	Facebookフォローユーザー数70人をめざす。	年度末時点のフォローユーザー数は50人と目標人数には達しなかったものの、例年実施しているふくまる教志塾※の説明会等がコロナ禍で行えなかった中、積極的にメール等で学生への周知、塾生への呼びかけを実施し、前年度から24人増加した。		
					ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信（再掲）【子ども・若者政策課】	恒常的にウェブサイトに及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。また、令和3年度以降の効果的な情報発信の手法について検討する。	ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信した。恒常的な情報発信や特集記事の掲載により、利用者にとって効果的な情報発信が行えたため、新規ユーザー数が増加（前年度比+20.96%）及び年間アクセス数が増加（前年度比+11.5%）した。また、令和3年度以降の効果的な情報発信の手法について検討を行い、事業者の公募に向けて準備を進めた。	○	
					「いげだつながりシートikedas※」の電子版である「e-ikedas※」の普及活動の実施による利便性の向上（再掲）【発達支援課】	市民の登録及び活用の向上を図る。	e-ikedas※の活用促進について、ソフトバンクとの協議を重ねた。またikedas※にe-ikedas※のQRコードを印刷したシールを貼り、市民へ配布することで、e-ikedas※の周知に努めた。令和2年度中に120人の新規登録があり、一定の登録者数の増加が得られたものの、活用促進のための仕組みの構築まで至らなかった。		学校園へのチラシ配布等を行い、150名の新規登録者数増をめざす。関係各所との打ち合わせを行い、活用促進の仕組みづくりを行う。
(3) 情報セキュリティ対策の高度化									
① 本市が保有するすべての情報システムにかかわる運用基準を整備する									
					情報システム運用基準の整備【ICT戦略課】	社会保険・税番号制度の運用や他官公庁におけるセキュリティインシデント等の社会情勢に鑑み、池田市セキュリティポリシーポリシーの周知を行い運用体制の整備を行う。	池田市情報セキュリティポリシーをより周知するため、セキュリティに関する注意事項の周知を行った。また、テレワーク端末を導入するに当たり、技術要件を確認することによってセキュリティ上のリスクを回避するよう、運用体制の整備を行った。	○	
② 情報セキュリティ監査※やセキュリティ研修を継続的に実施する。									
					住民基本台帳ネットワークや公的個人認証※に係る内部監査の実施【ICT戦略課】	監査・自己点検を徹底し、セキュリティの確保に努める。また、セキュリティマニユアルの作成・周知を行うことで、職員の意識向上を狙い、本市のネットワークセキュリティをより強固なものにする。	8月に公的個人認証※サービスに係る内部監査、11月に特定個人情報定期監査を実施した。監査の実施や情報セキュリティに関する注意事項の周知により職員のセキュリティに対する意識を向上することで、本市のネットワークセキュリティの強化に繋がった。	○	

4 池田市行財政改革推進委員会による審議結果：「意見書」の作成と提出

本市の行財政改革について調査審議するための附属機関である池田市行財政改革推進委員会（学識経験者や公募市民等で構成）に対し、令和2年度におけるプランⅢの取組状況に関する意見依頼を行った。

〔意見依頼書〕

池 行 革 発 第 2 号 令 和 3 年 8 月 1 8 日
池田市行財政改革推進委員会 会長 中川 幾郎 様
池田市長職務代理者 池田市副市長 元平 修治
令和2年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関する意見依頼書
本市の行財政改革の推進に当たり、令和2年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関する ことについて貴委員会の意見を求めます。

これに対し、池田市行財政改革推進委員会が令和3年8月18日、同年9月3日の計2回の審議を経て作成・提出された「意見書」は次のとおりである。

〔意見書〕

令和3年9月3日
池田市長 瀧澤 智子 様
池田市行財政改革推進委員会 会長 中川 幾郎
令和2年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関する意見書
令和3年8月18日付け池行革発第2号により本委員会に意見を求められた「令和2年度における池田市行 財政改革推進プランⅢの取組状況に関すること」その他について、下記のとおり意見を提出いたします。
記
(1) 令和2年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況等に関する意見 新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっている中で、各成果指標の大幅な悪化を回避し、着実に 行財政改革を推進したことや、職員の働き方改革の推進について、取組状況を明らかにするために新たな 指標を公表したことは評価できる。 一方で新型コロナウイルス感染症が本市にもたらした財政的な影響や、働き方改革の評価の見方等につい て、補足説明を追加するなど、より理解しやすい報告書の作成のためには改善の余地を残していると考え
(2) 今後の行財政改革について 財政改革を主軸に置くアプローチには限界があると思われる。今後においてはコストダウン一辺倒から脱 却し、限られた財源の効率的運用のみならず、住民の自治意識を高め、住民自治を推進することにより、行 政が担う団体自治のコストダウンを図るような、新しい行財政改革のアプローチの検討が必要であると考え る。持続可能な行政の実現に向けて、地域の担い手との協働や職員の働き方改革のより一層の推進等により、 明るい未来への展望を持った行財政改革をめざしてほしい。

参考資料 1

効果額の測定方法について

効果額の測定方法について

プランⅢにおける効果額は、以下の原則に基づき、測定を行うものとします。

効果額は、取組実施前の年度の決算額を基準として、毎年度決算額との対比により測定します。

(1) 歳出※削減について

① 事業を縮小した場合

効果額 = 「縮小前の実施経費」と「縮小後の実施経費」との差額

例. 令和 2(2020)年度令和 3(2021)年度に、事業を段階的に縮小した場合

縮小前	縮小後①	縮小後②	縮小後③
実施経費 1,500 万円 (*) うち 人件費 1,200 万円	効果額① 500 万円	効果額① 500 万円	効果額① 500 万円
	実施経費 1,000 万円 (*) うち 人件費 900 万円	効果額② 200 万円	効果額② 200 万円
		実施経費 800 万円 (*) うち 人件費 600 万円	実施経費 800 万円 (*) うち 人件費 600 万円
R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)

② 事業を委託した場合

効果額 = 「委託前の実施経費」と「委託後の実施経費」との差額

例. 令和 2(2020)年度から事業の全てを委託した場合

委託前	委託後	委託後	委託後
実施経費 1,500 万円 (*) うち 人件費 1,200 万円	効果額 700 万円	効果額 700 万円	効果額 700 万円
	委託料 800 万円	委託料 800 万円	委託料 800 万円
R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)

③ 施設や事業を廃止した場合

効果額 = 廃止前の施設の管理経費や事業の実施経費

例. 令和元(2019)年度末で施設廃止し、翌年度以降管理経費ゼロの場合

廃止前	廃止後	廃止後	廃止後
管理経費 1,500 万円 (*) うち 人件費 1,200 万円	効果額 1,500 万円	効果額 1,500 万円	効果額 1,500 万円
R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)

(*) 人件費については、実際にかかった人件費ではなく、正規職員、再任用職員※、非常勤職員などの各区分について、各年度の人件費の平均単価を用いて算出します。

(2) 歳入^{*}確保について

① 使用料や手数料を見直した場合

ア 効果額 = 見直し額に、実際の件数を掛けた額

または

イ 効果額 = 「見直し後の歳入^{*}額」と「見直し前の歳入^{*}額」との差額（*）

（*）料金体系などが複数の区分に分かれており、見直し内容が複雑な場合は、各年度の歳入^{*}額を比較し、その差額を効果額として算出します。

アの場合の例

平成 31(2019)年 4月 1 日に証明書発行手数料を 200 円から 300 円へ増額（100 円）し、証明書を令和元(2019)年度に 500 枚発行した場合

【効果額】

令和元(2019)年度：1 通あたりの効果額 100 円×発行枚数 500 枚

=50,000 円

② 新たな歳入^{*}確保策を実施した場合（例、広告料収入など）

効果額 = 収入額

例、令和元(2019)年度から市発行のパンフレットへの広告掲載を新たに開始し、令和元(2019)年度に 100 万円、令和 2(2020)年度に 150 万円の広告料収入があった場合

【効果額】

令和元(2019)年度：100 万円 令和 2(2020)年度：150 万円

③ 市有資産を売却した場合（未利用土地や保有株式の売却など）

効果額 = 売却額

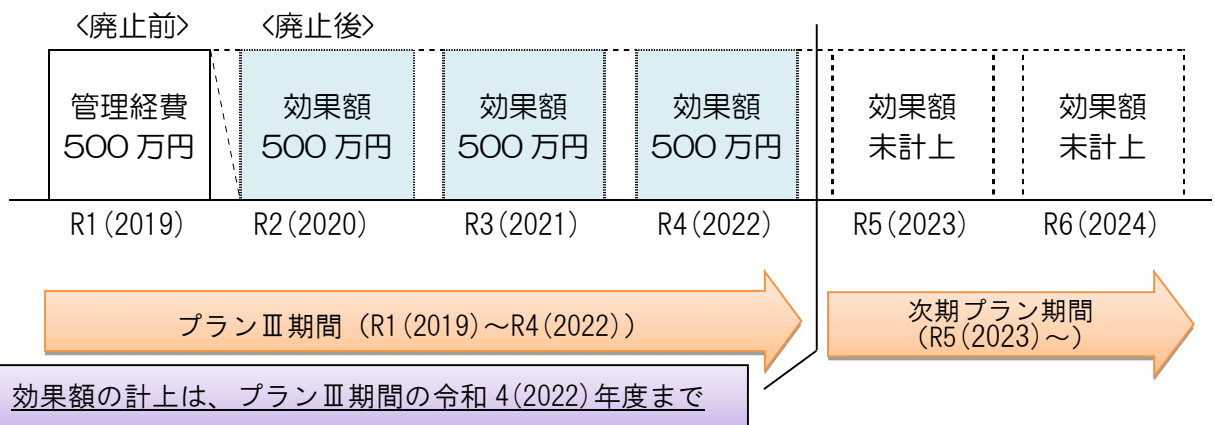
例、令和元(2019)年度に市保有で未利用の土地を 3,000 万円で売却した場合

【効果額】

令和元(2019)年度：3,000 万円

プランの期間中における新規取組については、当該期間中に限り、効果額を計上し、次のプランの期間にまたがって計上しません。

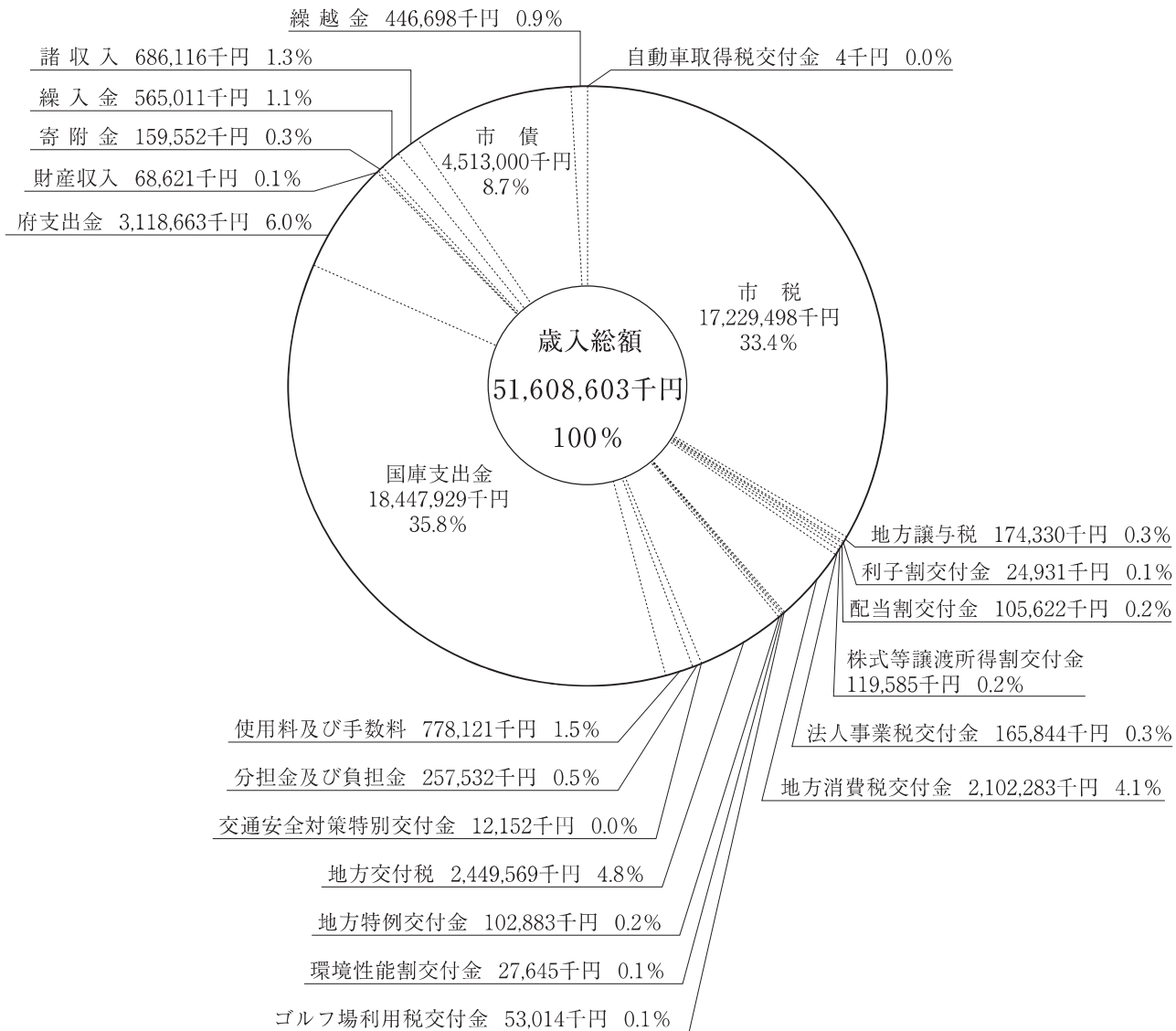
例、令和元(2019)年度末に施設を廃止した場合



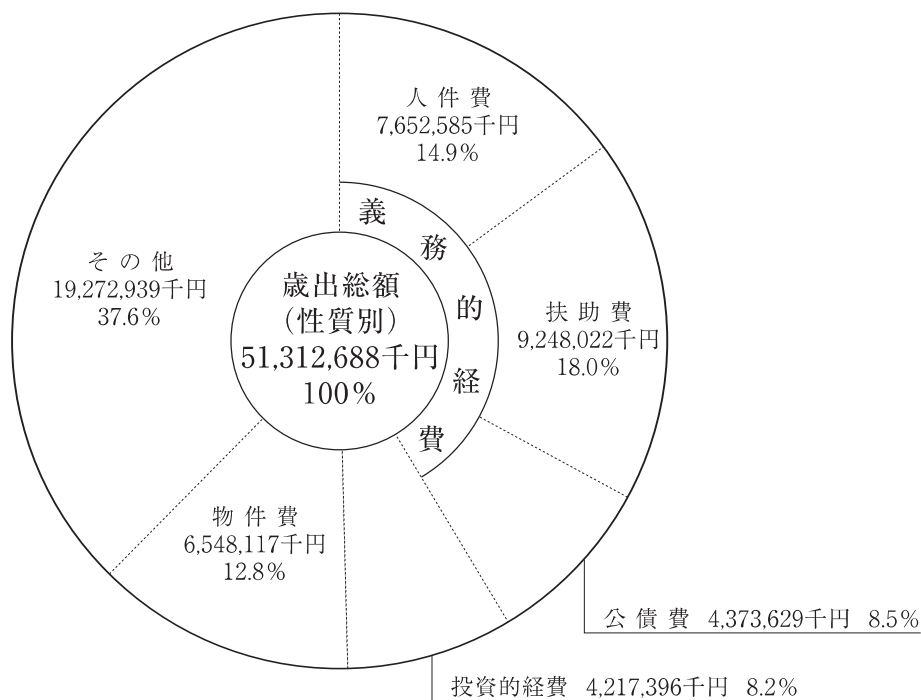
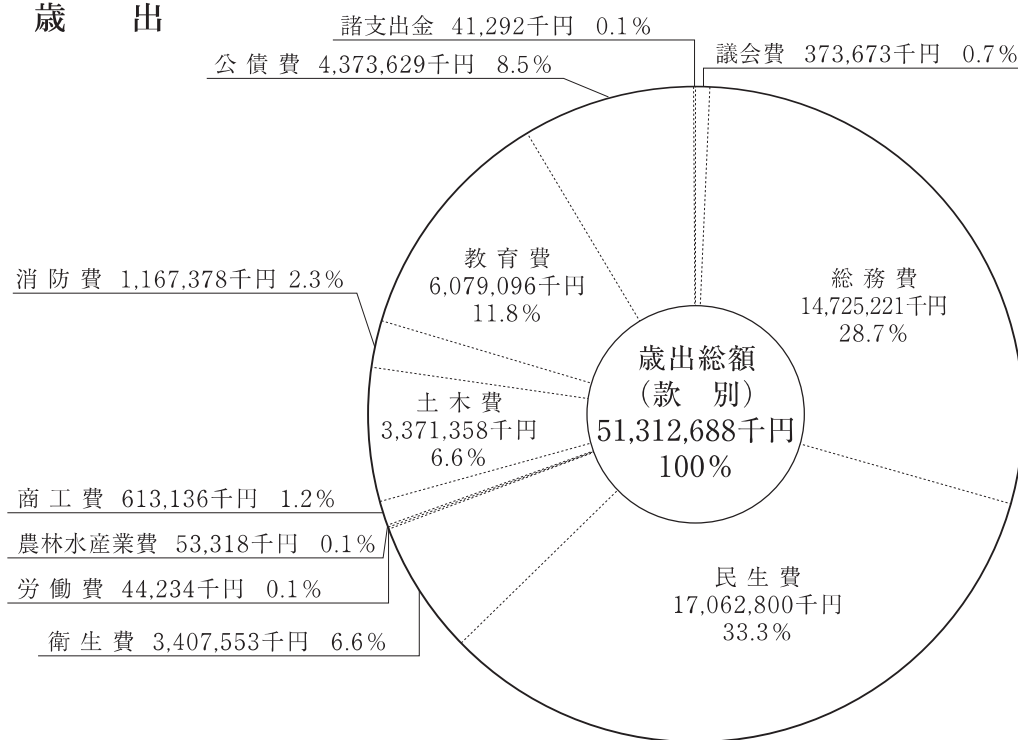
参考資料 2

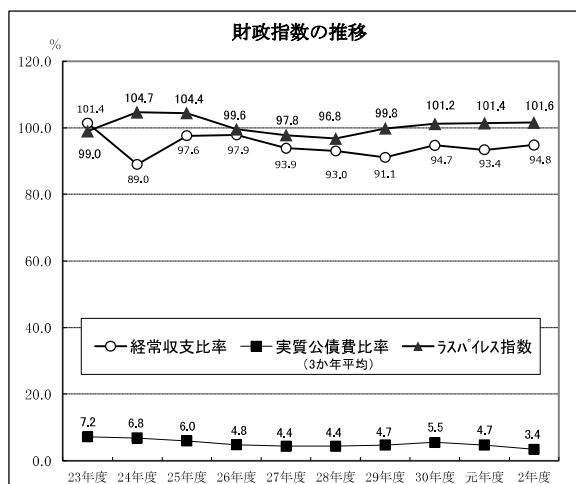
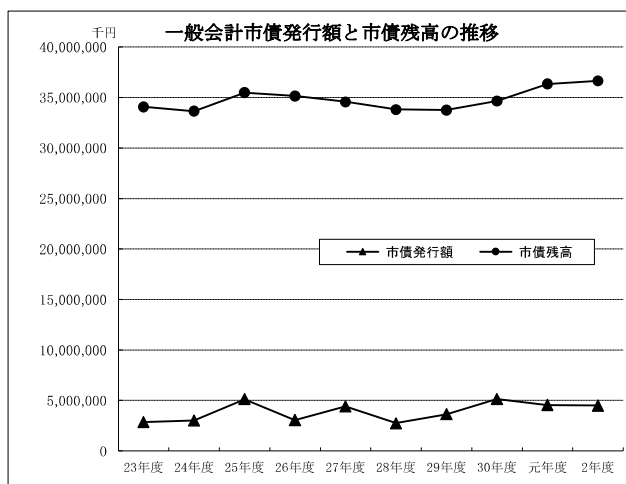
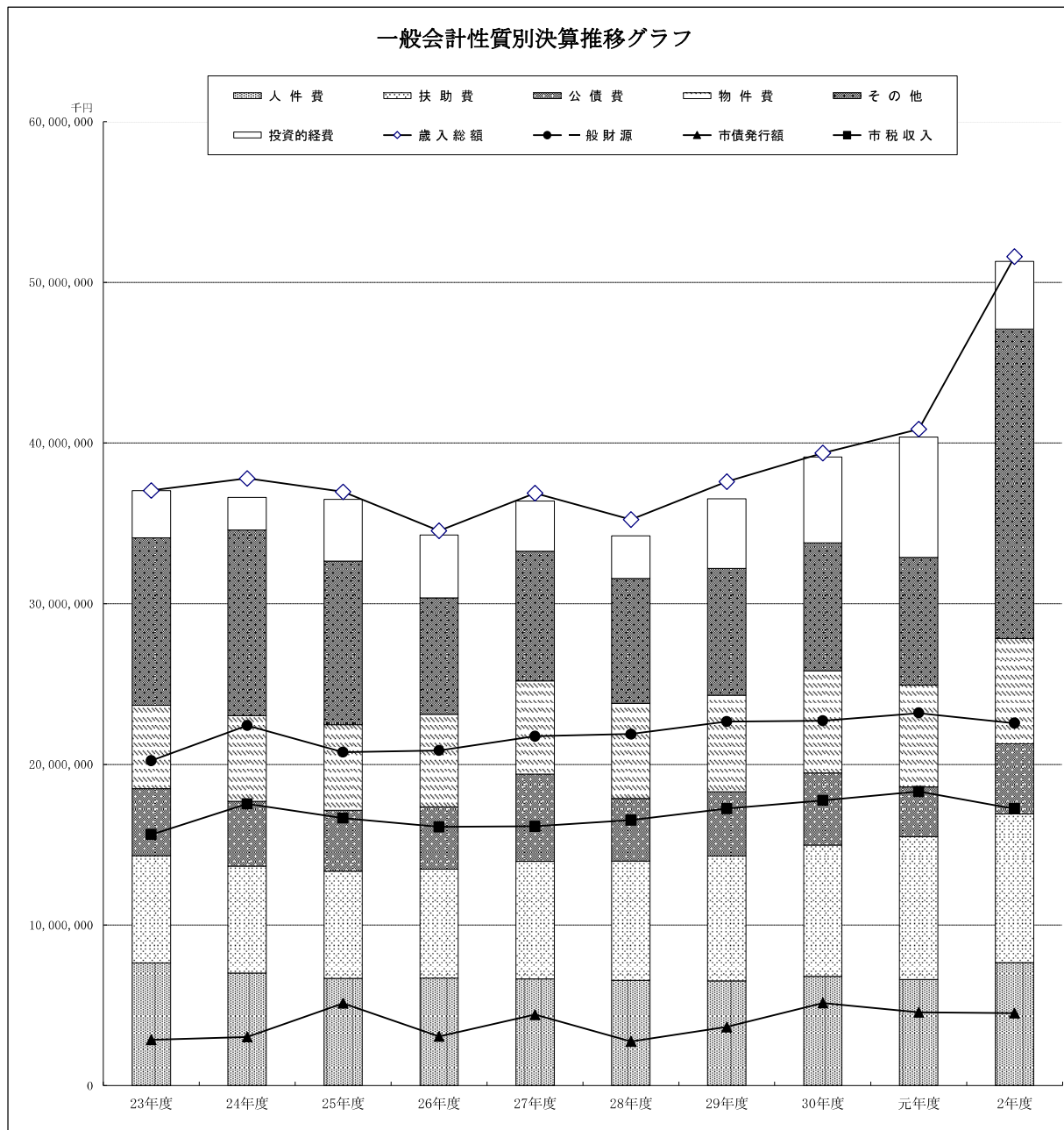
令和2年度一般会計決算構成比グラフ

歳入



歳出





※令和2年度の数値は速報値

【資料】用語解説

用語	解説	記載ページ
あ行		
池田くらしの情報	「広報いけだ」に掲載の記事から外国人市民向けに抜粋し、多言語に翻訳した冊子のことで、2か月に1度発行しています。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の5言語で作成しています。	10
一般会計	市税や地方交付税などを主な財源として、社会福祉や道路や公園の整備など基本的な市政運営を経理するための基幹となる会計のことです。 対して、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設置されるのが「特別会計」です。	2、3、4
大阪発“地方分権改革”ビジョン	大阪府内の市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの「分権」と関西広域連合の早期実現や関西各府県と国からの事業集約などの「集権」による関西州の実現に向け、めざすべき将来像とその実現のために取り組む方向を示すために大阪府が平成21年に定めた（平成29年3月改訂）改革方針のことです。	23
大阪府域地方税徴収機構	個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上を図るため、大阪府が平成27年4月から設置している府と府内市町により構成される組織のことです。	19、23
公の施設	地方公共団体が設置する施設のうち、住民などによる利用により福祉（幸福度）が増進するよう設置するものをいいます。	13
か行		
会計年度任用職員	地方公共団体においていわゆる非正規職員として任用される「非常勤職員」と「臨時的任用職員」の法上の任用根拠などが曖昧であったため、任用にあたってのルールや身分、待遇などについて、「同一労働同一賃金」などの観点も踏まえながら明確化、適正化することを目的として設置する職員のことで	21
観光大使	本市にゆかりがあり、本市の魅力や情報を広くPRしていただける方を観光大使として任命しています。 本市では現在、ひよこちゃん（日清食品株式会社が販売する即席めん「チキンラーメン」のキャラクター）、北川博敏氏（元プロ野球選手）などに就任いただいています。	9
基幹系システム	住民情報システム全般のことです。	25
共同利用施設	大阪国際空港の騒音被害に遭う地域住民に対する補償の一環で、国や大阪府の補助のもと、地域住民の集いや学習などの場として設置した施設のことです。	15
暮らしの便利帳	本市と株式会社サイネックスが協働事業として作成し、本市の行政サービスや各種手続き、防災情報、医療機関情報や観光情報などを地図と合わせて記載した冊子のことで、平成21年4月に初版を発行し、その後、改定版を平成24年3月、平成29年2月に発行し現在に至ります。 株式会社サイネックスの広告収入で製作しており、本市の費用負担なしで全世界に配布されました。	8、10
グラフィけだ	本市の地図や施設を掲載した刊行物です。 公共施設や公園、民間の観光施設なども掲載し、主に転入者に配布しています。	8

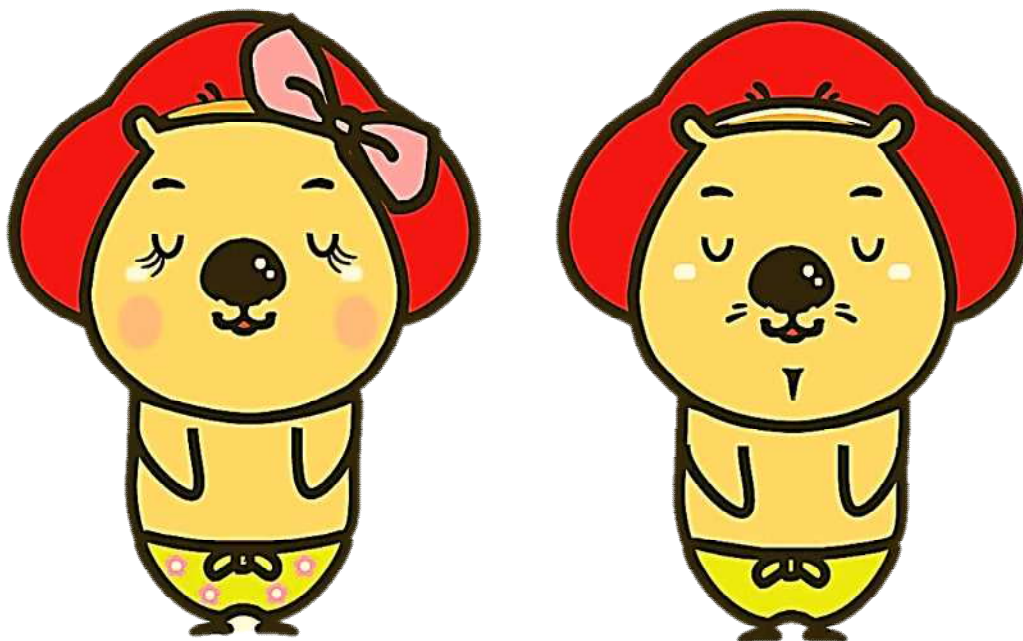
用語	解説	記載ページ
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額のこと、年度内に収入された現金と支出された現金の差額にあたります。	2、5
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標のことです。 税などに代表される経常的に収入される財源で用途が自由なもの（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費などの縮減が容易ではない経常的に支出される経費に充てられた合計額（経常経費充当一般財源）が占める割合のことをいいます。 ◎経常収支比率（%） ＝〔経常経費充当一般財源〕 / 〔経常一般財源〕 ×100	2、3、32
権限移譲	住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限を市町村へ移譲することです。	23
現年徴収率	現年度の市税などの賦課調定額（収入すべき金額）に対して、4月から翌年5月末の出納閉鎖までの間に徴収した額が占める割合のことをいいます。 対して、その年度以前の徴収率を「滞納繰越徴収率」といいます。	18、19
公共施設等総合管理計画	公共施設等（自治体が所有する公共建築物や道路、橋りょう、上下水道など）について、個別ではなく総合的に、かつ長期的・計画的な管理を推進するため、現状や将来にわたる更新費用、課題などの整理を行った計画のことです。	15
公的個人認証	インターネットを通じてさまざまな行政手続きの申請・届出などを行う際、他人によるなりすまし申請や通信途中で改ざんされていないことを証明するために用いられる電子証明書のことです。 マイナンバーカードに記録されており、税務署へe-Taxを利用して税申告書を提出する場面などで利用されています。	26
声の広報	視覚障がい者向けに「広報いけだ」の内容を抜粋し、読み上げたものを録音したもののことで、市民ボランティアにより作成されています。 池田市ホームページからダウンロードできるほか、希望者にCD版を図書館から配布しています。	10
個別施設計画	「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の個別施設ごとに具体的な対応方針を定める計画のことです。令和2（2020）年度までに策定することとされていますが、すでに策定した長寿命化計画に必要な事項が記載されている場合は、当分の間、個別施設計画とすることができます。	15、16
さ行		
債権管理条例	本市の債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行政運営を実現することを目的に平成30年4月1日に施行した条例のこと、債権管理の事務処理に必要な事項を定めています。	19
財政調整基金	経済不況などによる収入減や災害発生などによる支出増といった、年度間の財源不均衡を調整し、安定した財政運営を行うために積み立てる基金のことです。	2、3、5
歳入	国または地方公共団体の一会計年度中の一切の収入のことです。 内訳としては、市税、市債、使用料および手数料などが挙げられます。	2、18、19、20、29
再任用職員	定年退職者などを従前の勤務実績などに基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職として採用する職員のことです。	10

用語	解説	記載ページ
実働職員数	本プランにおける実働職員数は、職員数から各種休暇制度の内、療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定します。	2、3
指定管理者	「指定管理者制度」に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のことです。 地方公共団体の出資法人や民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定されます。	13、14
事務事業評価	本市が行っている個々の行政サービスの目的を明確にしなが、事務事業ごとに、活動の成果を検証、評価し、効率的かつ効果的に市政運営を図るため、改善するしくみのことです。	16
住民情報システム	主に窓口業務において市民サービスに活用される、住民基本台帳などについての情報を備えたシステムのことです。	25
情報セキュリティ監査	情報システムへの不正侵入、機密情報や個人情報の漏洩、データ改ざんなどの情報セキュリティに関する事故を防ぐために、セキュリティを維持、管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検、評価することです。	26
た行		
滞納管理システム	滞納情報や交渉記録などをデータ化し、一元管理するシステムの事です。 このシステムにより高度な検索や帳票作成が可能となり、滞納事務を大幅に効率化できます。	18
多言語版生活ガイド	転入外国人向けに、窓口手続やごみの出し方など、池田市の生活にかかる情報を多言語で掲載しているガイドブックの事です。	10
地域分権制度	市内の各小学校区に設立された「地域コミュニティ推進協議会」が、市に対し地域の課題解決に向けた事業提案を行い、市は当該事業の実施にかかる予算措置を行う制度の事です。 協議会から提案された事業は、市議会での予算審議を経て翌年度に実施されます。	12
チャットボット	パソコンやスマートフォン等から、質問者がメールやチャットを利用する感覚で入力した質問に対して、あらかじめ用意した回答を自動応答するプログラムの事です。	24、25
長寿命化計画	今後老朽化が進展するインフラの維持管理・更新などを着実に推進するため、経費の縮減などを図る観点から中長期的な取組の方向性を示した計画の事です。	16
低区配水池	昭和27年に完成し、現在は廃止された配水池のひとつです。主に室町や栄町などの地域に水を送っていました。 配水池とは、浄水場から送られた水を貯めて、高いところから低いところに流れる水の仕組みを利用して、各家庭や学校になどにお届けする施設の事です。	15、17
デザインビルド方式	一つの企業あるいは事業者が一体的に設計と施工を行うため、設計と施工の契約を同時に行う「設計・施工一括発注方式」の事です。公共工事の部門では、設計と施工を分離して発注する方式が一般的でしたが、近年は受注者側が持つ新技術などの活用によりコストの削減、工期短縮が図れる点、設計内容の熟知による高精度・高品質が期待できる点、設計・施工の責任所在が明確になる点などのメリットがあるとして注目されています。	15

用語	解説	記載ページ
都市計画法施行条例	市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の開発許可などをするにあたって、定型的に処理することができるものについては、開発審査会の議を経ずとも許可することができるように定める条例のことであり、この条例によりさらに手続の合理化、迅速化を図ることができます。	23
都市再生整備計画	地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めていくため、まちづくりに必要となる各種事業を幅広く実施する総合的な計画のことであり、	15
豊能地区観光連携連絡会	豊能地域の2市2町（豊中市、池田市、能勢町、豊能町）が地域の特性を生かした観光振興を図るため、その推進のための情報共有及び意見交換を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした連絡会のことであり、	22
豊能地区広域観光推進協議会	地域の特性を生かした広域観光圏の実現を図るため、観光振興とその推進に資する事業を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした協議会のことであり、 【会 員】能勢町、豊能町、豊中市、池田市 【賛助会員】池田市観光協会、能勢町観光協会、豊能町観光協会 【特別会員】大阪府、公益財団法人大阪観光局、公益財団法人関西・大阪21世紀協会	22
豊能地区市長・町長連絡会議	豊能地域の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町）が各市町共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市町間の連絡調整を図るとともに、豊能地域市町に關連ある事業の調整や共同化などを推進し、住民の福祉を増進することを目的とした会議のことであり、	22
な行		
内部情報系システム	自治体における内部情報系とは、庁内ネットワーク全般のことです。	25
任期付短時間勤務職員	原則3年の任期を定め、住民サービスの提供時間の拡大や充実、部分休業等を取得する職員の代替にあたる職員のことであり、	18
は行		
働き方改革	「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面する中で、生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを旨とするための取組のことをいいます。	2、4
パブリックコメント手続	行政の施策に関する基本的な計画の策定など、基本方針を定める条例や規制関連の条例の制定などにあたり、計画の策定前、条例議案の議会への提出前などにその案を公表して住民などから広く意見を募集し、かつ、寄せられた意見に対する行政の考え方を公表して案の修正を含めた検討を行う一連の手続のことを指し、「意見公募手続」ともいいます。本市では「池田市みんなで作るまちの基本条例」や「池田市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施しています。	11

用語	解説	記載ページ
原田処理場	大阪府と兵庫県が管理し、6市2町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町における各市町の一部もしくは全て）の下水を集約処理して猪名川に排水している施設のことです。（本市では五月山より北、箕面川より南の地域の下水を処理し、それ以外の地域の下水は池田市下水処理場で処理しています）	15、17
ふくまる教志塾	本市で小・中・義務教育学校の教員になりたいという意欲と情熱をもった学生及び社会人に対して、教員として必要とされる資質や基礎的な指導力の育成を図る講座のことです。	9、26
普通会計	一般会計で経理する事務事業の範囲がそれぞれの地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体の比較分析のために、総務省の定める基準をもって構成される、統計上・観念上の会計のことです。	4
法定外公共物	里道、水路、池沼、農業用水路などのように道路法や河川法が適用されない公共物のことです。対して、道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を「法定公共物」といいます。	20
北摂市長会	豊能・三島地域の7市（池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市）が各市共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市間の連絡調整を図り、市政の運営に資することを目的とした会議のことです。	22
母子健康管理システム	母子保健事業で毎月実施している、事業実績（4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査など）を入力したデータを管理するシステムのことでです。	24
ま行		
まちづくり出前講座	市民などを対象に、本市の制度や計画、事業などを説明する講座のことです。10人以上の市内在住・通勤・通学者で構成される団体の求めで開催でき、講座における分野の担当部署職員が講師を務めています。	9
まちなかウォークアブル	駅周辺などのにぎわい創出、エリア価値向上などをめざし、車中心から人中心の「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成するため、街路・公園・広場・民間空地などの改修・改変・利活用を行っていく取組のことです。	15
ら行		
立地適正化計画	人口減少、少子高齢化が予想される中、都市全体の持続性を高めるため、居住機能や商業・医療・福祉・子育て・公共交通などのさまざまな都市機能を誘導していく計画のことです。	15
臨時財源補てん	財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものを歳出にあてることです。本計画では、財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものは、一時的なものであり、本質的な収支改善につながるものではないと判断し、目標達成度を計るにあたっては、上記2項目を除くこととします。	2、5
類似団体	人口と産業構造に基づく一般市（原則人口5万以上、20万未満の市）の分類において、本市と同じグループ（Ⅲ-3）に属する市のことです。箕面市、守口市、伊勢市、小樽市などがあります。	4

用語	解説	記載ページ
A～Z		
AI	アーティフィシアル・インテリジェンスの略称で、人工知能とも呼びます。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心として行うものです。	12、13、 24、25
e-lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」で、「lkeda_s」の電子版のことです。	9、26
ESCO事業	エネルギー・サービス・カンパニー事業の略称で、顧客の光熱水費削減に必要な投資の全てまたは一部を事業者が負担して経費削減を実施し、これにより実現した経費削減実績から一部を報酬として受け取る事業です。	16
GIS	地理情報の高度利用を図るため、デジタル化されたさまざまな地理データと統計・台帳データ、画像データなどを電子的に統合したシステムのことで。	24
lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」のことです。	9、26
LINE Pay	電子決済サービス的一种で、店頭・インターネットでの決済に加え、払込票に印刷されたバーコードやQRコードをスマートフォンやタブレット端末のカメラで読み込み、支払を行うアプリのことです。 主に、事前にアプリ上で入金を行い、その資金で決済をします。	18
PayB	電子決済サービス的一种で、払込票に印刷されたバーコードをスマートフォンやタブレット端末のカメラで読み込み、事前に登録した銀行口座から支払いを行うアプリのことです。	18
PayPay	電子決済サービス的一种で、店頭・インターネットでの決済に加え、払込票に印刷されたバーコードやQRコードをスマートフォンやタブレット端末のカメラで読み込み、支払を行うアプリのことです。 主に、事前にアプリ上で入金を行い、その資金で決済をします。	18
RPA	ロボティック・プロセス・オートメーションの略称です。デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化するもので、人間が同じ作業を行う場合と比べてコストやミスの削減が期待されます。	12、24
SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称です。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。	6
SMS	ショート・メッセージ・サービスの略称です。携帯電話などで、比較的少ない文字数の文章を送受信できるサービスのことで。	18
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場や、趣味や共通の関心事例などであらたなつながりを構築する場を提供するサービスのことで。FacebookやTwitterが代表例です。	8、9、 25、26



令和3年10月 発行
池田市行財政改革推進プランⅢ
令和2年度 最終報告
発行 池田市
編集 池田市総合政策部行財政改革推進課
〒563-8666
大阪府池田市城南1丁目1番1号
TEL : 072-754-7003 (直通)
HP : <https://www.city.ikeda.osaka.jp/>
E-mail : gyokaku@city.ikeda.osaka.jp